

# 奈良市公報

号外第10号

平成24年 3月27日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

<b>規 則</b>	
○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則……………	1
<b>告 示</b>	
○交付要求通知書の公示送達……………	3
○一般競争入札の実施……………	3
○放置自転車等の保管（2件）……………	3
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	4
○街区の区域及び街区符号の変更……………	4
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………	4
○生活保護法の規定による医療機関の指定……………	4
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………	5
○放置自転車等の保管……………	5
○予防接種の実施の一部改正……………	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………	5
○生活保護法の規定による施術者の指定（2件）……………	5
○指定管理者の指定……………	6
○放置自転車等の保管……………	6
○奈良市月ヶ瀬海の資料館の臨時開館……………	6
○放置自転車等の保管……………	6
○奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示……………	6

○放置自転車等の保管……………	7
○開発行為に関する工事の完了……………	7
○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定……………	7
○土地区画整理事業の施行の認可……………	8
○放置自転車等の保管……………	8
○指定管理者の指定……………	8
○認可地縁団体からの告示事項の変更の届出……………	8
○督促状の公示送達……………	9
○開発行為に関する工事の完了……………	9
<b>公 営 企 業</b>	
○一般競争入札の実施……………	9
<b>農 業 委 員 会</b>	
○定例総会の招集……………	10

## 規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 1月23日

奈良市長 仲川 元庸

### 奈良市規則第5号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則  
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第40号様式の（表）中「（あて先）」を「（宛先）」に、

扶 養 控 除	氏 名	続柄	同居又は別居	生 年 月 日	を
			同・別	年 月 日	
			同・別	年 月 日	
			同・別	年 月 日	
			同・別	年 月 日	

扶 養 親 族	氏 名	続柄	同居又は別居	生 年 月 日	に、
	扶養除親対象		同・別	年 月 日	
			同・別	年 月 日	
	扶養16歳未満族		同・別	年 月 日	
			同・別	年 月 日	

⑤ 保険金等で補てんされる金額

を

⑥ 保険金等で補填される金額

に改める。

別記第40号様式の(裏)を次のように改める。

(裏)

4 事業所得の明細 (営業等・農業)		売上高	仕入高	経費	金額
月別	円	円	円	円	円
1			水道・光熱費		
2			広告・宣伝費		
3			旅費・通信費		
4			荷造運賃		
5			修繕費		
6			消耗品費		
7			火災保険料		
8			減価償却費		
9			雇人費		
10			地代・家賃		
11			借入金利子		
12			公租公課		
各月合計			A		
期首商品 (製品) たな卸高			B		
期末商品 (製品) たな卸高			C		
仕入高合計 (A+B-C)				経費合計	
5 日給等の内訳 (源泉徴収票等証明のない方は記入してください。)					
月	日	給	勤務日数	月	収入
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					
					計

  

6 不動産所得の明細 (家賃・部屋代・地代等)		収入の内 容		必要 経 費	
不動産の所在地	種 別	数量	賃料等の収入	修 繕 費	円
	アパート・住宅 店舗・土地		円	火災保険料	円
	アパート・住宅 店舗・土地		円	減価償却費	円
	アパート・住宅 店舗・土地		円	公租公課	円
合 計			計	合 計	円

  

7 寄附金に関する事項		奈良県	円
都道府県、市町村分	奈良市	円	
震災関連寄附金	奈良市	円	
奈良県県民基金		円	
日本赤十字社奈良県支部		円	

  

8 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項		円
配当割額控除額	特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、左の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。	円
株式等譲渡所得割額控除額		円

  

9 事業税に関する事項		番号	所得金額	事業用資産の 課税損失など	資産の種類	損失額、被災損失額 (白)	円	円	円
非課税所得など	損益通算の特例適用前の 不動産所得		円	前年中の 開 (廃) 業	開始・廃止	月	日	月	日

  

10 市外に居住されている方の記載欄 (市外住所・職業などは表面に記入してください。)		住所	職業
1	奈良市内に事務所、事業所又は家屋敷がありますか。(有・無)	奈良市	無
2	事務所、事業所又は家屋敷の状況 (賃借の場合の契約者 氏名)	事務所	居住用 (自宅、借家、社宅)
3	居住地での申告状況	1 ( ) 事務所 2 ( ) 店舗 3 ( ) 市町村へ申告	3 会社等で年末調整済

  

11 所得がなかった方の記載欄		(氏名)	(続柄)
1	下記の人に扶養されていた。(住所)		
2	昨年中は学生であった。(学年)	年 1 月 1 日現在で記入してください。	年在学
3	下記のいずれかの給付を受けていた。(該当する記号を○で囲んでください。ウ〜カに該当する方はその受給期間も記入してください。)	ア 遺族年金	イ 障害年金
		ウ 雇用 (失業) 保険	エ 児童扶養手当
		オ 生活保護	カ 労災保険
4	上記に該当しない方は、昨年中の生活費をどうされていましたか。具体的に記入してください。	受給期間	年 月 年 月

附則  
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第40号様式の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(平成24年1月23日揭示済)

告 示

奈良市告示第25号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年1月16日

奈良市長 仲川元庸

- 送達をすべき文書  
交付要求通知書
- 送達を受けるべき者  
省略

(平成24年1月16日揭示済)

奈良市告示第26号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年1月16日

奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項  
奥柳登美ヶ丘線(学園南工区)目隠しフェンス設置工事ほか25件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)
- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
(入札参加者に必要な資格)
  - 平成23年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
  - 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年1月16日揭示済)

奈良市告示第27号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月16日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年1月15日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項  
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき

るもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市都市整備部都市計画室交通政策課  
電話0742-34-1111代表

(平成24年1月16日揭示済)

奈良市告示第28号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月17日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成24年1月17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年1月17日揭示済)

奈良市告示第29号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成24年1月17日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
堀川 雅人	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3番地の3	外科 (ぼうこう直腸機能障害) (小腸機能障害)	平成24年1月13日
横山 貴司	医療法人新生会 総合病院 高の原中央病院	奈良市右京一丁目 3番地の3	外科 (ぼうこう直腸機能障害) (小腸機能障害)	平成24年1月13日
丸山 信之	独立行政法人 国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目 789番地	脳神経外科 (視覚障害) (聴覚障害) (平衡機能障害) (音声機能障害) (言語機能障害) (肢体不自由)	平成23年12月15日

(平成24年1月17日揭示済)

奈良市告示第30号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成24年1月18日

奈良市長 仲川元庸

1 変更の年月日

平成24年1月18日

2 街区の区域及び街区符号

(1) 六条二丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

(2) 大安寺西三丁目の一部

別図3を別図4に示すとおり変更します。

別図1から別図4まで省略

(平成24年1月18日揭示済)

奈良市告示第31号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
永田医院	奈良県奈良市芝辻町四丁目 13-1	平成23年 12月31日

(平成24年1月18日揭示済)

奈良市告示第32号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年 1月18日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
永田医院	奈良県奈良市芝辻町四丁目13-1	平成24年 1月1日
中村脳神経外科 クリニック	奈良県奈良市学園大和町二丁目125-5	平成24年 1月1日

オレンジ薬局 学園大和町店	奈良県奈良市学園大和町二丁目125-5	平成24年 1月1日
------------------	---------------------	---------------

(平成24年 1月18日揭示済)

**奈良市告示第33号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年 1月18日

奈良市長 仲川 元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成24年 1月1日 平成24年 1月1日
名称	主たる事務所の所在地		
オレンジ薬局 学園大和町店	奈良県奈良市学園大和町二丁目125-5		
株式会社プチファーマシスト	大阪府大阪市北区芝田2-8-10光栄ビル1階		

(平成24年 1月18日揭示済)

**奈良市告示第34号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年 1月19日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年 1月19日
- 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年 1月19日揭示済)

**奈良市告示第35号**

平成23年奈良市告示第210号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成24年 1月19日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成24年 1月19日揭示済)

**奈良市告示第36号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年 1月20日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉岡 勇		柔道整復	平成23年 11月30日
スッキリ鍼灸整骨院（吉岡 勇）	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		
井上 知弥子		柔道整復	平成23年 12月1日
スッキリ鍼灸整骨院（井上 知弥子）	奈良県奈良市三条町489-1-1 F		

(平成24年 1月20日揭示済)

**奈良市告示第37号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年 1月20日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施 術 の 種 類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地		

佐伯 省三	奈良県奈良市三 条町489-1- 1 F	柔道整復	平成23年 12月1日
スッキリ鍼灸整 骨院(佐伯 省 三)			

(平成24年1月20日揭示済)

**奈良市告示第38号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月20日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施 術 の 種 類	指 定 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
秋葉 俊則	奈良県奈良市三 条町489-1- 1 F	柔道整復	平成23年 12月14日
スッキリ鍼灸整 骨院(秋葉 俊 則)			

(平成24年1月20日揭示済)

**奈良市告示第39号**

なら工藝館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月20日

奈良市長 仲川 元庸

- 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市阿字万字町1番地の1  
なら工藝館
- 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
一般財団法人奈良市総合財団  
理事長 津山 恭之
- 指定管理者の指定の期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
  - なら工藝館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - なら工藝館の個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関すること。
  - なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - その他市長が定めること。

(平成24年1月20日揭示済)

**奈良市告示第40号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良

市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月23日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年1月23日
- 移動対象区域  
J R奈良駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年1月23日揭示済)

**奈良市告示第41号**

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例(平成17年奈良市条例43号)第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成24年1月23日

奈良市長 仲川 元庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬梅の 資料館	平成24年2月16日(木)及び同月23 日(木)並びに同年3月1日(木)、 同月8日(木)、同月15日(木)、同 月22日(木)、同月29日(木)

(平成24年1月23日揭示済)

**奈良市告示第42号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月24日

奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年1月24日
- 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年1月24日揭示済)

**奈良市告示第43号**

奈良市認知症高齢者グループホームスプリングラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年1月25日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示  
奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第461号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱

第1条中「(以下「グループホーム」という。)」を「をいう。以下同じ。）」及び小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同法第8条の2第16号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。以下同じ。))(以下「グループホーム等」という。))に、「認知症高齢者グループホームスプリンクラー整備費補助金」を「認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金」に改める。

第2条中「グループホームを」を「グループホーム等を」に改め、同条第2号中「グループホーム事業」を「グループホーム等の事業」に改め、同条第4号中「グループホームの」を「グループホーム等の」に改める。

第3条を次のように改める。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業(以下「補助対象事業」という。)は、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成22年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知)に規定する既存施設のスプリンクラー等整備特別対策事業(認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所に係るものに限る。)で、グループホーム等へのスプリンクラーを整備するもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に適合した防火設備を整備する事業に限る。)とする。

第5条第1号中「グループホーム」を「グループホーム等」に改める。

第7条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表スプリンクラーの項中「グループホーム」を「グループホーム等」に改め、同表自動火災報知設備の項中「グループホーム」を「グループホーム等(小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、要介護度3以上の者が常時宿泊するもの等に限る。次項において同じ。))」に改め、同表消防機関へ通報する火災報知設備の項中「グループホーム」を「グループホーム等」に改める。

別記第3号様式及び第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「奈良市認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備事業費補助金」を「奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備事業費補助金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年1月25日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱第7条の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金について適用し、同日前の申請に係る認知症高齢者グループホームスプリンクラー等整備費補助金については、なお従前の例による。

(平成24年1月25日揭示済)

#### 奈良市告示第44号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年1月27日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年1月27日揭示済)

#### 奈良市告示第45号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年1月27日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号  
平成23年10月18日 奈良市指令都整開 第11A-20号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成24年1月27日 第1288号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市石木町235番2、235番5、235番6、235番7及び237番117
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市柏木町177番地  
株式会社福井商会 代表取締役 福井 清紀

(平成24年1月27日揭示済)

#### 奈良市告示第46号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項

及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成24年1月27日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2773500737	大阪府南河内郡河南町 大字寺田590番1号	サポートハウス悠楽園	大阪府南河内郡河南町 大字寺田590番1号	有限会社 悠楽 取締役 谷口 耕二	平成24年 1月27日

(平成24年1月27日揭示済)

**奈良市告示第47号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業の施行の認可をしたので、同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 土地区画整理事業の名称  
奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業
- 施行者の住所及び名称  
住所 奈良市西大寺栄町3番7号  
名称 三和建設株式会社
- 事業施行期間  
平成24年1月30日から平成25年3月31日まで
- 施行地区  
奈良市北登美ヶ丘六丁目の一部
- 事務所の所在地  
奈良市西大寺栄町3番7号（三和建設株式会社内）
- 施行認可の年月日  
平成24年1月30日
- 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示する。

(平成24年1月30日揭示済)

**奈良市告示第48号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日  
平成24年1月30日
- 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年1月30日揭示済)

**奈良市告示第49号**

奈良市子ども発達センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市紀寺町580番地の2  
奈良市子ども発達センター
- 指定管理者の所在地及び名称  
生駒市元町二丁目14番8号  
社会福祉法人宝山寺福祉事業団  
理事長 辻村 泰範
- 指定管理者の指定の期間  
開館の日（平成24年3月15日）から平成29年3月31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市子ども発達センター条例第3条（第2号を除く。）に規定する事業の実施に関すること。  
(2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成24年1月30日揭示済)

**奈良市告示第50号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により今在家町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成24年1月30日

奈良市長 仲川元庸

- 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	松石 憲一 奈良市今在家町6番地	平野 康隆 奈良市今在家町34番地

- 変更の年月日



平成24年 1月15日

(平成24年 1月30日揭示済)

奈良市告示第51号

平成22年度市・県民税第2期分、第4期分及び第4期分(納期変更分)、平成22年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分、第3期分及び第4期分並びに平成22年度軽自動車税全期分並びに平成23年度市・県民税第1期分及び第2期分、平成23年度固定資産税・都市計画税第1期分、第1期分(納期変更分)及び第2期分並びに平成23年度軽

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成22年度市・県民税	第2期分	平成22年 9月17日	平成22年 9月30日
平成22年度市・県民税	第4期分	平成23年 2月18日	平成23年 2月28日
平成22年度市・県民税	第4期分 納期変更分	平成23年 4月20日	平成23年 5月 2日
平成22年度固定資産税・都市計画税	第1期分	平成22年 5月21日	平成22年 5月31日
平成22年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成22年 8月20日	平成22年 8月31日
平成22年度固定資産税・都市計画税	第3期分	平成22年12月20日	平成23年 1月 4日
平成22年度固定資産税・都市計画税	第4期分	平成23年 3月18日	平成23年 3月31日
平成22年度軽自動車税	全期分	平成22年 6月18日	平成22年 6月30日
平成23年度市・県民税	第1期分	平成23年 7月20日	平成23年 8月 1日
平成23年度市・県民税	第2期分	平成23年 9月20日	平成23年 9月30日
平成23年度固定資産税・都市計画税	第1期分	平成23年 5月20日	平成23年 5月31日
平成23年度固定資産税・都市計画税	第1期分 納期変更分	平成23年 6月20日	平成23年 6月30日
平成23年度固定資産税・都市計画税	第1期分 納期変更分	平成23年 7月20日	平成23年 8月 1日
平成23年度固定資産税・都市計画税	第2期分	平成23年 8月19日	平成23年 8月31日
平成23年度軽自動車税	全期分	平成23年 6月20日	平成23年 6月30日
平成23年度軽自動車税	全期分 納期変更分	平成23年 8月19日	平成23年 8月31日

2 この公示送達により変更した後の納期限

平成24年 2月17日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(平成24年 1月31日揭示済)

奈良市告示第52号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年 1月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成23年 4月 6日 奈良市指令都整開 第10A-42号

平成23年12月22日 奈良市指令都整開 第10A-42-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成24年 1月31日 第1289号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大和田町2225番1の一部、2226番1の一部及び

自動車税全期分及び全期分(納期変更分)の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成24年 1月31日

奈良市長 仲川 元庸

2227番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大和田町2226番地

社会福祉法人 嘉耶の会 理事 井村 昌司

(平成24年 1月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第1号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年 1月16日

奈良市水道事業管理者

福村 圭司

1 入札に付する事項

舗装、奈良市北之庄町地内他1箇所ほか10件(工事の種類別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成23年度において水道局が発注する建設工事の請

- 負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

### 3 設計図書等を示す日時及び場所

#### (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### (2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

### 4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

### 5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年1月16日揭示済）

## 農業委員会

### 奈良市農業委員会告示第2号

平成24年奈良市農業委員会1月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成24年1月18日

奈良市農業委員長 大西 崇夫

#### 1 日時

平成24年1月30日（月） 午後2時

#### 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

#### 3 報告

- (1) 平成23年奈良市農業委員会事業報告について  
(2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5

号（別段面積）の設定について

#### 4 議案

- (1) 平成24年度奈良市農業委員会事業計画（案）について  
(2) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

（平成24年1月18日揭示済）